

## 名張市任期付職員採用選考受験案内

令和 4年11月22日

次のとおり、名張市任期付職員の採用選考を実施します。

### 1. 募集職種、受験資格

#### (1) 次の受験資格を有する方

募集職種	採用予定 人 数	主な職務内容	受 験 資 格 (次のすべての要件に該当する人)
一般事務職 (移住コン シェルジュ)	1名	名張市へ移住を希望する方へのコンシェルジュ（総合案内人）として、相談及び移住サポート業務、並びに、移住相談会等企画運営及び情報発信、関係機関との連絡調整等に関する業務	①住宅、雇用、子育て、教育に関する業務のいずれかに1年以上の勤務経験があり、名張市への移住・定住促進の取組に意欲的に働ける人 ②普通自動車運転免許を有する人 ③パソコンの一般的なソフトの活用、フェイスブック、インスタグラム等の管理ができる人 ④ホームページの作成経験のある人 ⑤令和5年4月1日以降に学生でない人
調 理 員	2名	名張市立小学校及び市立保育所における給食調理及び運搬、食材等の管理・発注、書類作成等の業務	①調理師免許又は栄養士免許を有する人（令和5年3月31日までに免許取得見込みの人を含む） ②令和5年4月1日以降に学生でない人

#### ◆申込みは原則郵送とし、「特定記録郵便」にて郵送してください。

（新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、郵送での申込みにご協力お願いします。）

##### 【試験案内等の入手方法】

可能な限り、①または、②での入手をお願いします。

①名張市ホームページからダウンロード（申込書の印刷はA4・両面）

②郵送での請求

③直接入手（名張市役所 2階 総務部 人事研修室にて）

##### 【申込書類の提出方法】

提出書類をご確認のうえ、「特定記録郵便」にて郵送 [12月9日（金）消印有効]

※詳しくは、P2～3をご覧ください。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 名張市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 【一般事務職（移住コンシェルジュ）】日本国籍を有しない人  
【調理員】永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

外国籍の人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。詳しくは、末尾の「外国籍職員の任用に関する基準」を参照してください。このため、職種に応じて、受験資格が異なりますのでご注意ください。

## 2. 任用期間

職 種	期 間
全職種	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月31日（3年間）

## 3. 受付期間及び申込方法

(1) 提出先 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地  
名張市役所 総務部 人事研修室

- (2) 提出書類
- ①受験申込書
  - ②返信用封筒2通（封筒は長形3号（23.5cm×12cm）とします。選考試験の案内及び合否通知に使用しますので、84円切手を貼付し返信先の郵便番号、住所、氏名（あて名の敬称は「様」）を記入してください。）
  - ③【調理員のみ】外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類（在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し（両面）又は在留資格の記載がある住民票の写しなど）

・受験申込書等は、名張市役所2階 総務部 人事研修室で令和4年11月22日（火曜日）から交付します（なお、名張市ホームページから出力した申込書等（全てA4片面印刷とする）も有効です）。

- ・受験申込書等を郵送で請求される場合は、希望職種を明記のうえ返信用封筒（角形2号にあて先を記入、120円切手貼付）を同封して上記提出先まで申込みください。

(3) 受付期間 令和4年11月22日（火曜日）から令和4年12月9日（金曜日）まで  
（午前8時30分から午後5時15分。ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。）  
申込みは原則郵送とし、「特定記録郵便」にて郵送してください。

〔12月9日の消印有効〕

※新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、郵送での申込みにご協力をお願いします。

なお、受付期間以外の申込みは、いかなる理由があっても受付できません。

#### (4) 注意事項

- ① 受験申込の記載事項及び提出書類に不備・不足がある場合は返却いたしますが、このために生じた遅延については責任を負いませんので、手続きには十分注意してください。なお、再提出等の場合を考慮して、受付が開始されましたら早めに申込みください。
- ② 申込書は、必ず黒のボールペン又は黒のインクで記入したものが、パソコンで入力して印刷したものを提出してください。
- ③ 受験申込書など提出いただいた書類は、一切返却いたしません。また、受験に際して取得した個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用いたしません。
- ④ 身体障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、受験申込書に記載をしてください。  
なお、受験申込後の追加等には対応できません。
- ⑤ 選考案内通知の発送は、12月13日（火曜日）を予定しています。なお、試験案内通知が届かない場合は、必ず12月21日（水曜日）までに人事研修室まで連絡してください。

#### 4. 選考日時、会場及び選考方法等

日 時 : 令和4年12月25日（日曜日）  
会 場 : 名張市役所（三重県名張市鴻之台1番町1番地）  
試験種目 : 書類選考、個人面接、作文試験

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、暴風雪・地震等の自然災害等で、やむを得ず日時等を変更する場合があります。

※選考の日時の詳細については、選考案内通知にてお知らせします。

※書類選考は、受験申込書を用いて行います。

## 5. 選考結果発表

令和5年1月上旬に合否を申込者全員に郵送により通知いたします。

## 6. 勤務条件及び勤務形態等

(1) 勤務時間 週38時間45分

(2) 給与 給料 185,823円(令和4年11月現在)

※一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条における給料表1号給を適用します。ただし、業務実績、経験等を勘案し、その他の級を適用する場合があります。

諸手当 地域手当、通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当、退職手当等

(3) 休暇等 年次有給休暇は、1年につき20日(採用年は15日)あります。また、任期の定めのない職員(正規職員)と同様に条例に基づき特別休暇等が取得できます。(特別休暇の例：夏季休暇、結婚休暇、子の看護休暇、忌引休暇等)

(4) 福利厚生等 厚生年金保険及び三重県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合に加入します。(雇用保険は適用除外となります。)

## 7. 各職種の業務について

### (1) 移住コンシェルジュについて

移住コンシェルジュは、名張市への移住希望者に対して「すまい」「しごと」など移住に関する総合的な相談への対応のほか、移住に関する交流会の企画・運営を行います。また、移住定住専用サイトの更新並びにSNSを活用した魅力発信を通し、名張市を知っていただき、足を運んでいただけるよう情報発信の業務を行います。

### (2) 名張市の給食について

名張市の給食は、各小学校や保育所の給食室で、朝届いた食材を使用し、給食調理員が手作りで調理しています。安心・安全な給食を提供するために、衛生管理の徹底に努め、食物アレルギー対応を実施し、原因食物の完全除去対応を原則としています。また、名張産の旬の食材や地場産物を給食に取り入れ、地産地消を推進するとともに、給食を通じて、食に関する指導を行うなど、食育を進めています。

## 8. 注意事項

- (1) 合格者には、採用意思確認書、資格確認書類、健康診断書等の書類を提出していただきます。その後、関係書類を確認のうえ採用決定を行います。
- (2) 受験資格がないこと又は申込書等記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格及び採用を取り消すことがあります。
- (3) 任期付職員は、地方公務員として営利企業等への従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、一定の条件を満たし許可された場合を除き、採用日以降任用期間満了まで他の仕事（兼業）ができませんのでご注意ください。
- (4) 採用後は、一般事務職（移住コンシェルジュ）は移住を担当する部署に、調理員は各小学校又は各保育所に配属され、主に職務内容（P. 1）に基づく業務に従事します。なお、市の業務状況に応じ、上記以外の業務（選挙事務、イベント対応などを含む。）にも従事いただきます。
- (5) 勤務日は、月曜日から金曜日が基本となりますが、勤務場所や業務に応じて、土曜日、日曜日、祝日に勤務となる場合があります。
- (6) 受験に際して取得した個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用いたしません。

## 9. その他

本選考に関するお問い合わせ・書類提出については、下記までお願いします。

名張市役所 総務部 人事研修室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7315 FAX 0595-64-2560

E-mail [jinja@city.nabari.mie.jp](mailto:jinja@city.nabari.mie.jp) HP <https://www.city.nabari.lg.jp>

## 外国籍職員の任用に関する基準

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、名張市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

### 1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使にあたる職務」とは、次のとおりです。

- ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- ②市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- ④その他の公権力の行使に該当することとなる職務

### 2. 公の意思の形成への参画にあたる職務について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、名張市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する室長以上のライン職及び本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。